

2021年1月26日

介護職員の欠員補充にともなう紹介手当について（通知）

1、目的

介護職員の確保と継続雇用

2、紹介した職員への「紹介手当」の支給について

- ①紹介者は介護の有資格者（介護福祉士・初任者研修修了者・実務者研修、1、2級ヘルパー、ケアマネ）を本部（介護部長）に規定の書式で申請する。
- ②介護部長は面談などの採用試験を実施し、常勤理事会で採用を確定する。
- ③紹介された職員（【正職員パート職員問わず】が法人のデイサービス・小規模・グループホーム）に継続して勤務し正式採用になった時点（入職後3カ月以上で試用期間から正式採用となった）で紹介者は規定の書式で介護部長へ申請を行う。
- ④介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ20,000円を支給する。
- ⑤紹介された職員が更に入職して1年間継続して勤務した場合は、紹介者は規定の書式で介護部長へ申請を行う。
- ⑥介護部長が申請を承認し、専務理事の承認後に総務部は紹介者へ20,000円を支給する。

4、期間

当面、介護職員確保は困難を極めることから、充足する時点まで継続することとします。

6. 採用者の勤務場所について

個々人の条件などを踏まえて、介護部長の判断により提案します。

7. 開始時期

2021年2月1日採用から適用することとします。

遡及しないこととする。

8. 備考

- ①新卒にも適用する。
- ②原資は処遇改善加算からとする。

以上

